
電気用品安全法（電安法） 会社の責任・罰則

EIL国際法務事務所

2015年12月11日

PSE設立の経緯

- 当初は電気製品はほぼ国産であるため、PSEの必要がなかった。
- しかし、海外製品が多く輸入され、日本の安全基準に適合するかどうか意識していない製品を製造している海外メーカーがある以上、規制が必要となり2001年4月に施行された。
- ただし、日本の法律を海外メーカーに押し付け、規制し、罰則を与えることは不可能。
- といって、火災、電波障害等や人体に影響（感電、火傷、ケガ）を与えるような粗悪品を国内で使用することを許すわけにはいかない。
- 輸入事業者メーカー同等の責任を負わせ、消費者の安全を守ろうとすることになった。

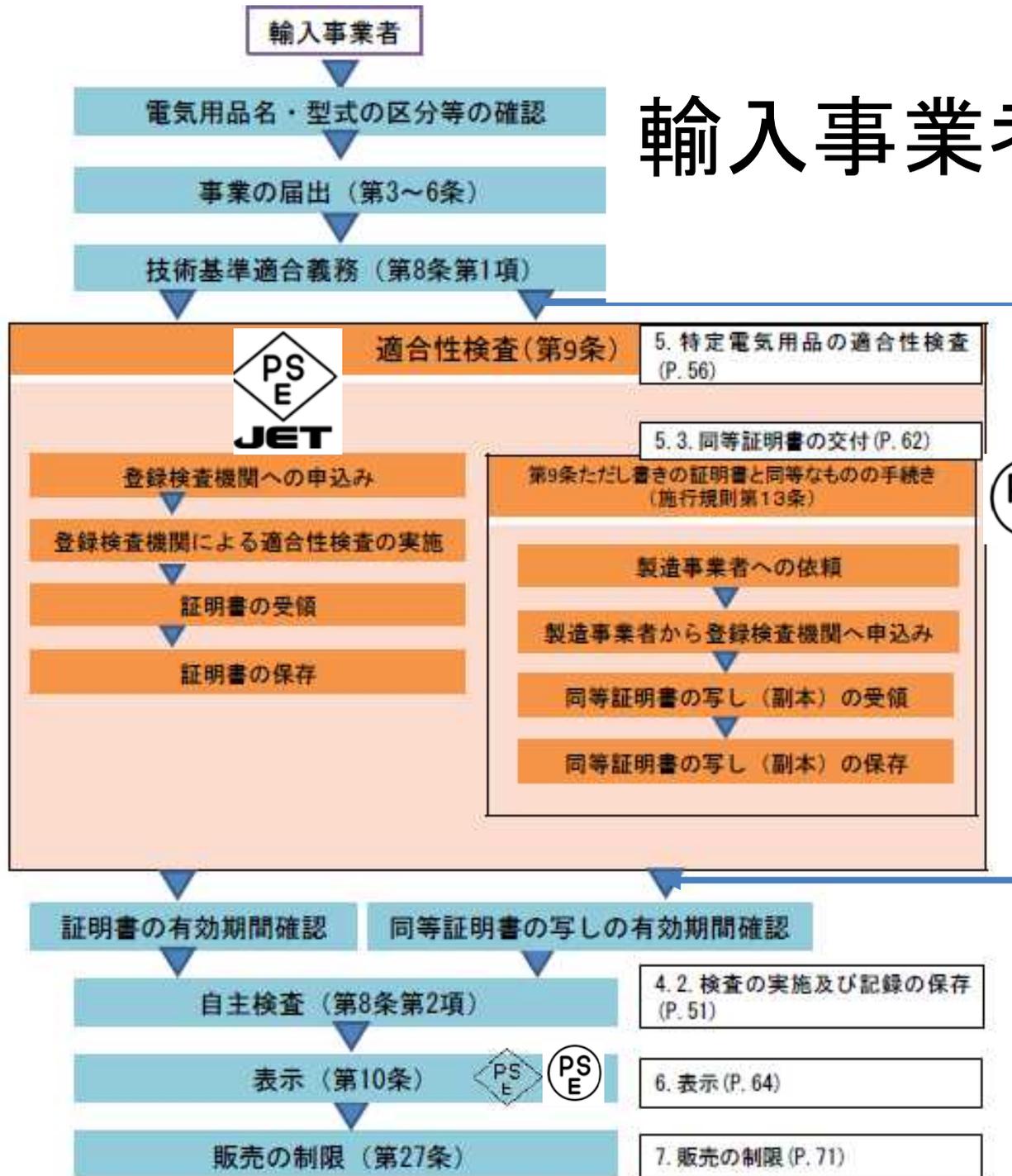
輸入業者の責任

- よって、輸入事業者は「知らなかった」とか「メーカーの仕事」、「メーカーがやっていると思った」、「輸入して転売してるだけ」といった言い訳は効かない。
- **全責任は輸入事業者にある。**
- 罰則は、
 - 罰金
 - 輸入した全製品の市場からの**回収**、
 - 以降数年間の**全電気製品輸入禁止**措置となる。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html

に輸入者用のガイドがあるので、詳細はそれを参照してください。

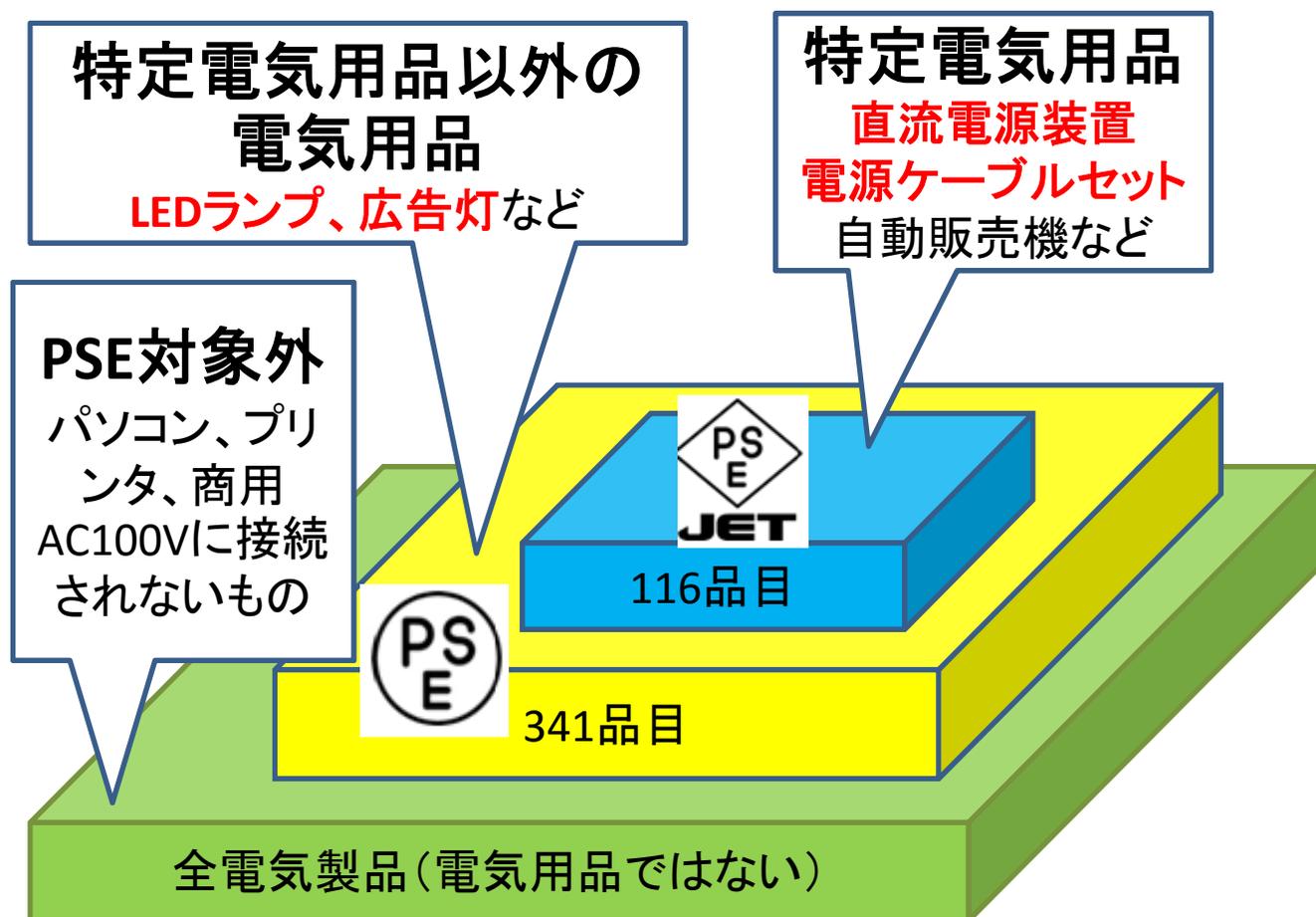
輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

輸入業者のミッション 1

• PSEの対象かを判断する

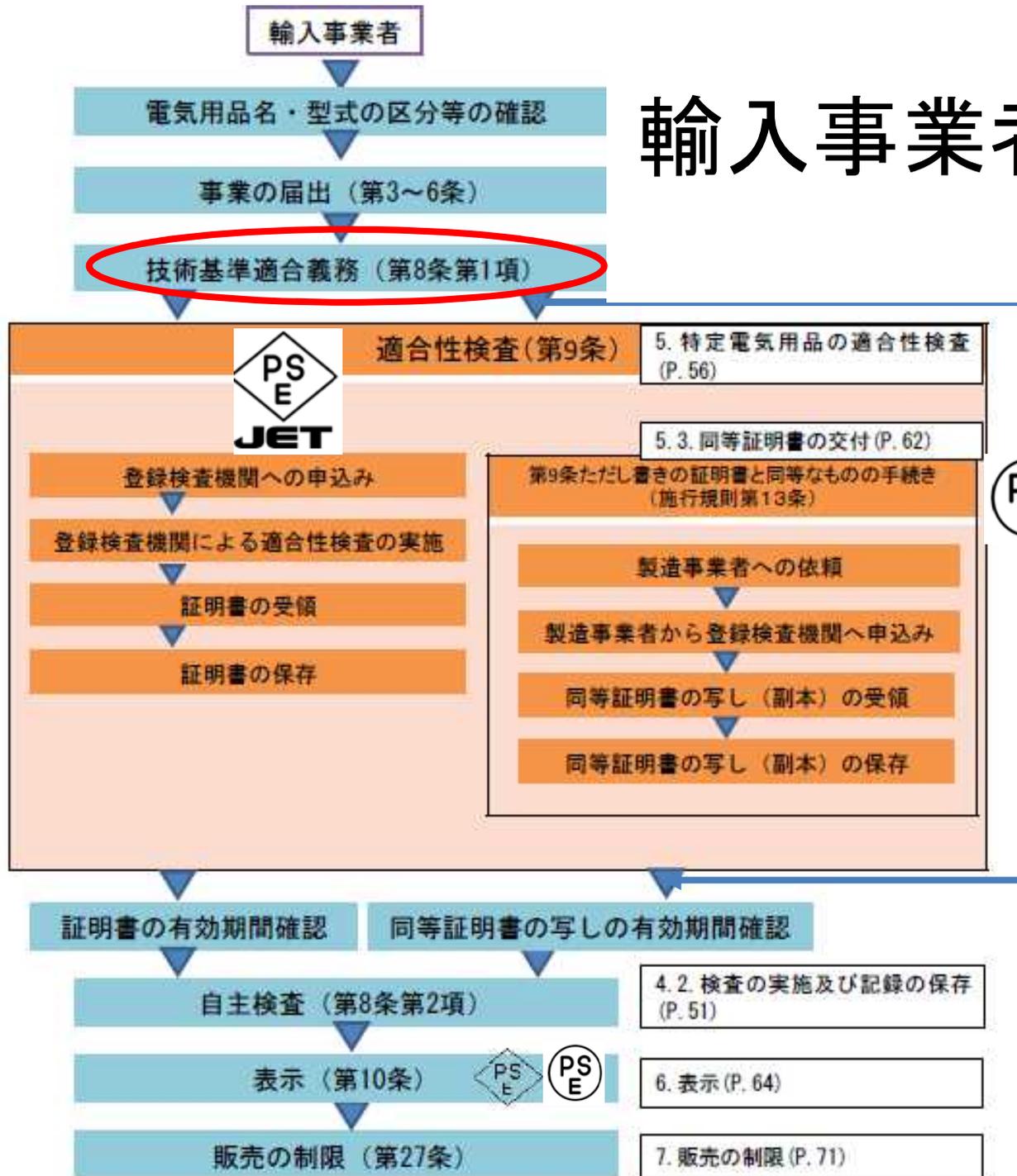


- DCは基本的に対象外
- DCで対象はリチウム電池とLEDのみ
- 電源はアダプターだけ
- オープンフレーム電源は対象外

PSE対象商品かどうかを見極める

- 範囲外と言って安心してはいけない。
- 電気製品として妥当かどうかの確認はすること。
- PSEの対象ではないが、JIS等の基準をクリアしていなければならない。
- 見てもないものを売らない。関係なくとも、輸入した電気製品が該当しないかどうかは記録に残しておくこと。
- 商品元帳のようなところに記録しておくのが望ましい。
- 一番多いのは、単体電源コードとACアダプタ
 - 業界通称名はAC/DCアダプタ。
 - 法令の名称では**直流電源装置**となっている。
 - これは、対象が商用AC100/200Vに接続されることが前提のため、あえてACとは書かないためである。

輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

輸入業者のミッション 2

• 技術基準の確認をする

– 電気用品安全法第8条

届出業者は、第三条の規定による届出に係る形式の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2 電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

– 電気用品の技術上の基準を定める省令および電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に従い、輸入事業者は、電気用品を技術基準に適合させる必要がある。

– 罰則： 検査を行わず、検査記録を作成せず、もしくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者およびその法人は、三十万円以下の罰金に処する。

• これは出荷前の検査とは異なります。量産前信頼試験のようなものです。

• タイミング的には、量産に入る前の、量産試作で行う。商品としてOKかの確認。

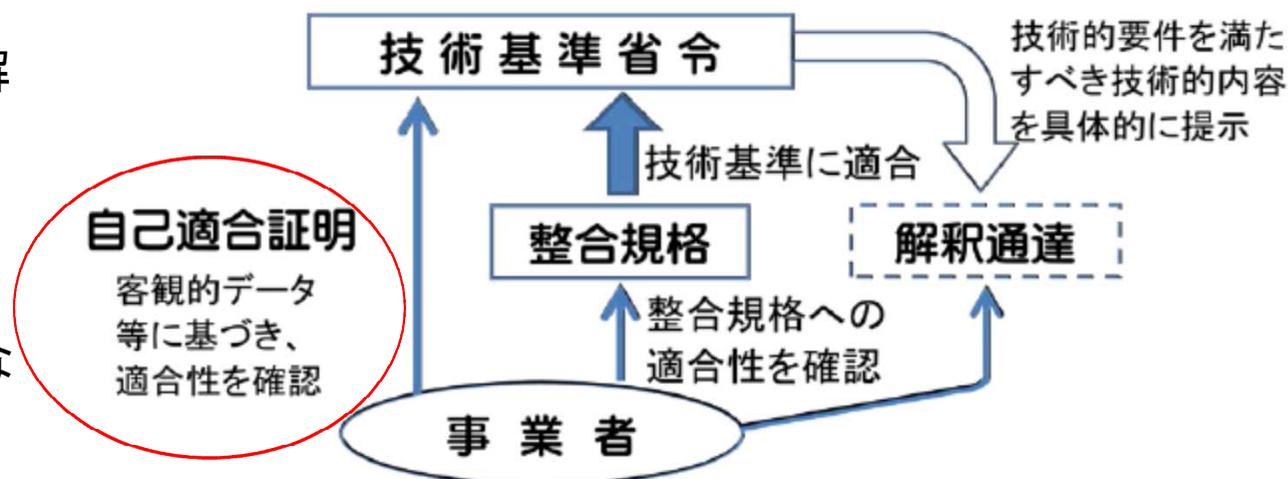
– 検査記録に記載すべき事項は、施行規則十一条2項により、以下の項目となっている。

- 品名、形式の区分、構造、材質、性能の概要、
- 検査を行った年月日、場所
- 検査を行った電気用品の数量
- 検査の方法
- 検査の結果
- 直流電源装置の場合の試験項目は
- 構造、定格、絶縁性能、2次電圧変動特性、平常温度上昇、異常温度上昇、機械的強度

– 測定装置は施行規則別表第四に規定

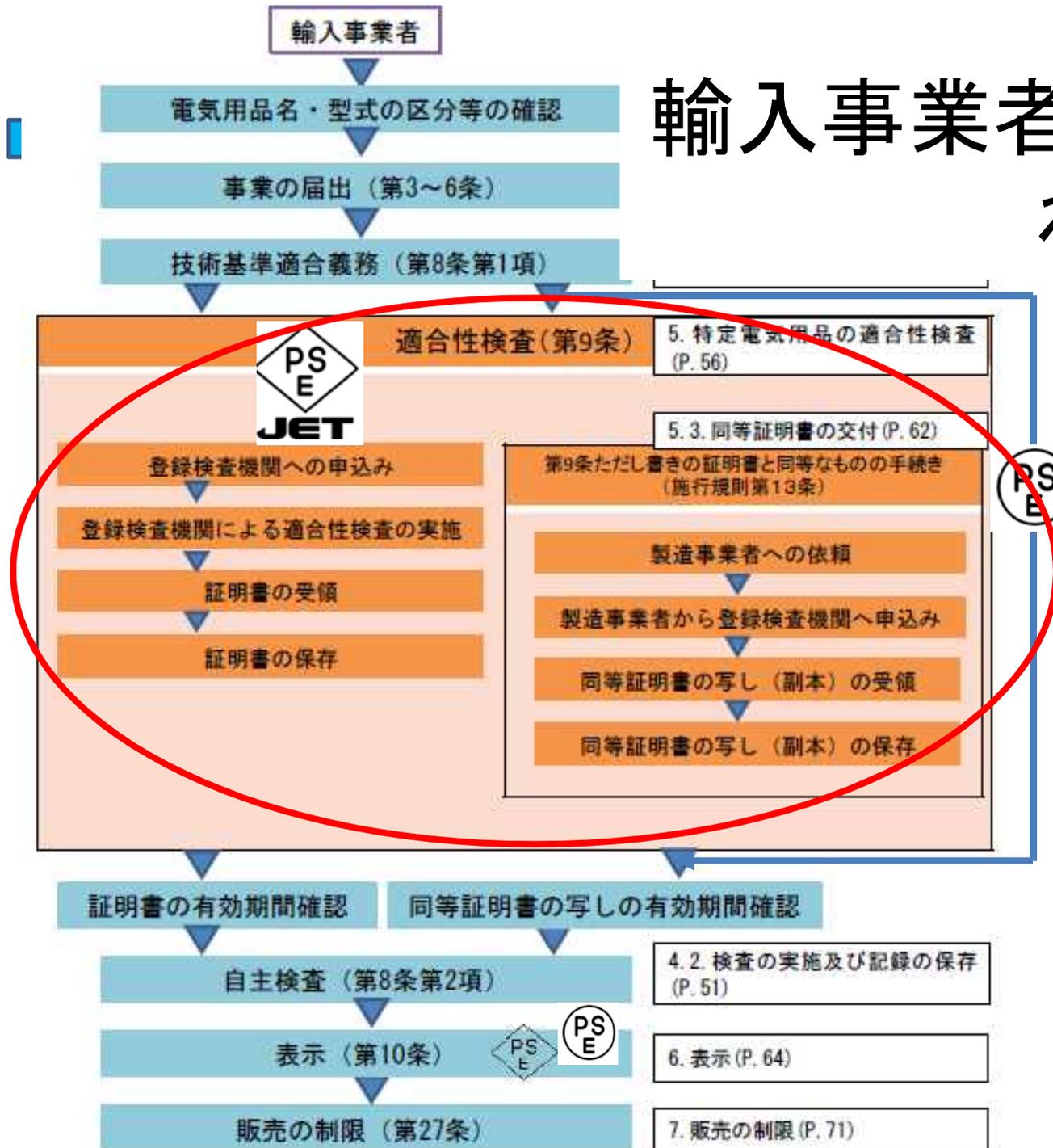
自己適合宣言に際して必要な技術資料

性能規定化により、事業者は、整合規格や解釈通達への適合性確認ではなく、客観的データ等によって自ら技術基準省令への適合を確認できることとなりました。



- こうした自己適合証明を行う際に必要とされる客観的データについては、個々の事例によって異なるものと想定されますが、海外の事例や国際規格であるISO/IEC 17050-2 (適合性評価—供給者適合宣言—第2部: 支援文書)などに準拠すれば、最低限、次のような技術文書等が自己適合証明には必要と考えられます。
- 技術文書に含める内容
 - 製品概要
 - 設計図、コンポーネント図面、サブアセンブリ図面、回路図等
 - 上記図面等および機器の動作を理解するために必要な記述および説明
 - 適用整合規格リスト
 - 整合規格を適用しない場合は、技術基準省令の要求事項に適合するために採用した解決法の記述
 - 設計計算結果および実験した確認結果等
 - 試験報告書
- 上記に加え、リスクアセスメントの検討結果が求められる

輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

輸入業者のミッション 3

- 登録検査機関で適合性検査を行う。
 - 輸入業者が海外メーカーの代理として適合性検査を受けるのか、海外メーカーに適合性検査を受けさせるかのどちらかを行う。
 - 電気用品安全法第九条
届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。
2 登録検査機関は、経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。
 - 罰則 証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 第42条の5 2号 適合しないものを輸入した場合、法第57条6号により、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、または併科。法人の違反者に対しては1億円以下の罰金(59条)。

登録検査機関での適合性検査

- ◇PSEにカテゴリライズされたら必ず行う。
- ○PSEでは登録検査機関での試験は不要。
- 使用するのは量産品か、量産試作
 - エンジニアリングサンプルはだめ。
- 量産試作の場合は量産品と変わらぬもの
- 試験するのは実機3台と、マニュアル、銘板などを含む。
 - 電氣的試験だけではない。
 - 完全に売る状態での持ち込みとなる。
 - 安全性に関する事項は日本語で
 - 省令19条 使用者に容易に理解できるものでなければならない
- 試験をするのは国が認めた登録検査機関
 - JET, JQA, TUV, UL、(JCTはACアダプタ検査の登録をしていない。電線のみ)
- 製造工場に自主検査設備が揃っているかどうかを監査する項目があるので、検査員が海外工場を監査に行く必要がある。
 - 費用は申請者負担。
 - 検査工場、設備が変われば検査しなおし。
- 試験が終われば適合証明書を発行してもらえる
- 証明書は無期限で保管すること

輸入者が自ら検査機関に申し込みする場合に必要なもの

- 外観図、寸法のわかる展開図、カタログ、写真
- 仕様書
- 取扱説明書
- BOMリスト
- 回路図
- パターン図
- 各部品のデータ(認証書など)
- 定格銘板
- 実機3台

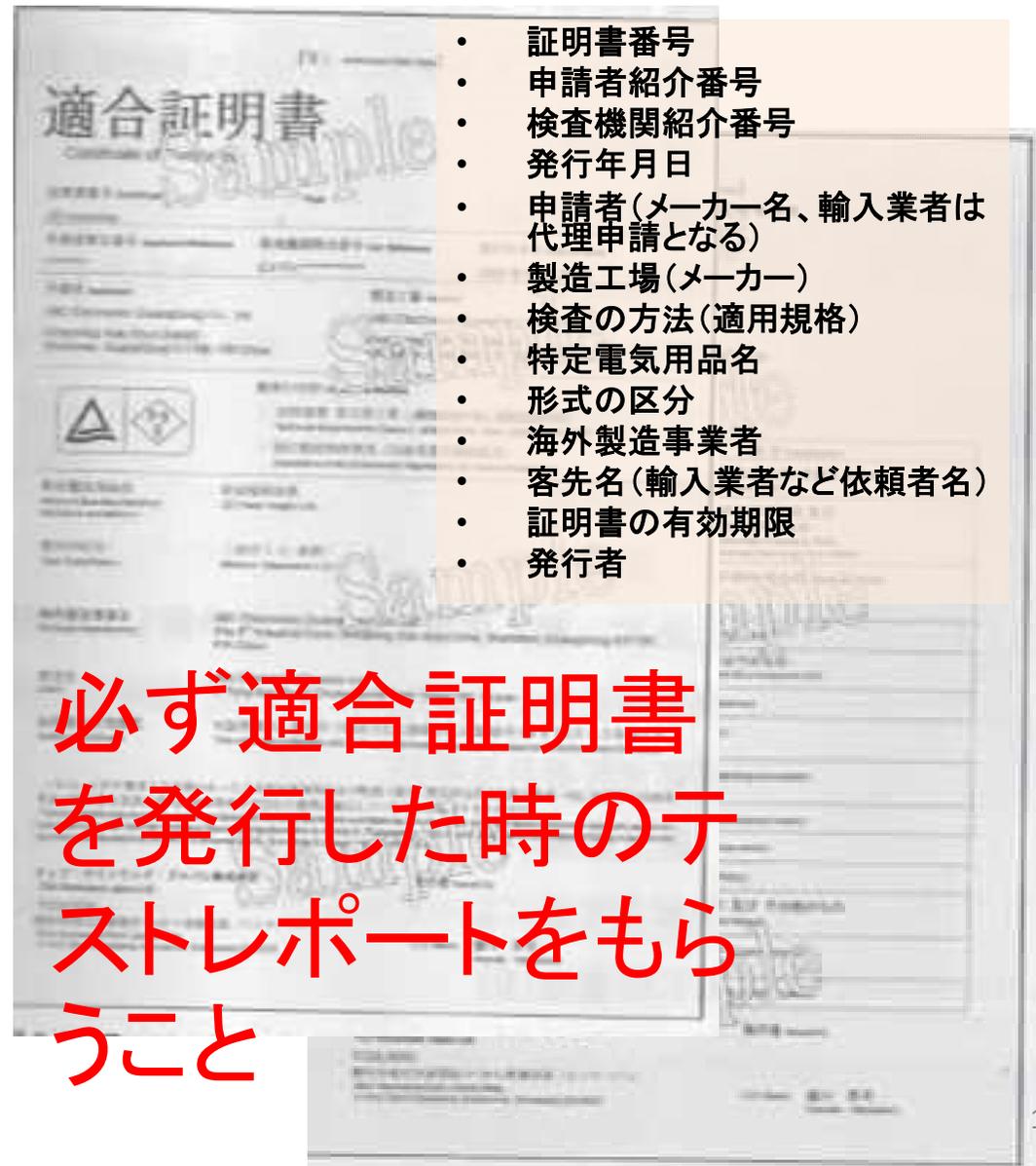
適合性検査の受け方

- 台北、香港にはTUV、北京には中国品質認証センターがあり、現地でPSEの適合性検査が受けられる。
- 現地人同士なので、やり取りが簡単。
- 工場監査も通訳料、宿泊料、交通費が浮く。
- この場合、弊社はメーカー経由で検査機関が試験をしたことを示す副本とテストレポートを入手すること。
 - 副本はコピーではない。住民票の写しといってもコピーではないのと一緒に、検査機関が発行した原本。
 - **製造メーカーに注意。!!!**
 - パソコンがドイツメーカーでも電源は中国メーカーからの購入で有ったり、ドイツメーカーの中国工場製だったりする。
 - その場合、ドイツではなく製造している中国工場に監査にいかなければならない。
- 適合証明書の副本の入手で、適合性検査を行ったこととみなしてくれる。(施行規則第13条)
- 購入しようとしている型番等が間違っていないかチェックすること。
 - メーカーによっては、全モデルに共通して使えるようにと、申請時に型番を入れないことがある。しかし、日本では通用しない。
- 海外メーカーが経産省に事業の届け出はすることが出来ないなので、主体にはなれない。
- 海外メーカーに受けさせた場合
 - 適合証明書の**副本を海外メーカー経由で登録検査機関から取り寄る。**
 - **テストレポートを海外メーカーから取り寄せる。**
- 輸入業者が海外メーカーの代理として適合検査を受けた場合
 - 適合検査の正本と副本を登録検査機関から受領し、正本はメーカーに渡し、**副本は輸入業者が保存する。**
 - **テストレポートを登録検査機関から受領し、海外メーカーに渡さず、輸入業者が保存する。**

適合証明書： 適合したことを証するだけで、賞状のようなもの。
テストレポート： 試験項目ごとの結果が書かれている。これがないと、合格の根拠が証明できないので、適合証明書だけでは不十分。事故等立ち入り検査時には必要。

適合証明書記載事項

- 適合証明書には有効期限があります。
 - 商品によって異なりますが、3年から5年です。
- 適合証明書の有効期限が切れた場合、商品の適合性がなくなるので、販売は出来なくなります。(施行規則第13条の2)
- 適合証明書発行後、法令が変わっていないか確認する必要があります。
- 証明書の有効期限が残っていても、法令が変わり、基準が適合しなくなった時は、移行期間中に適合させなければなりません。
 - 適合検査機関での試験ではなく、法が求める自主検査をやらなくてはなりません。
 - その場合、移行期間中は証明書自体は有効ですが、移行期間が終われば証明書は有効期間中であっても失効します。



必ず適合証明書を発行した時のテストレポートをもらうこと

輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

輸入業者のミッション 4

- PSEマークを表示する
 - (表示) **第十条** 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項(特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。
 - (販売の制限) **第二十七条** 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。
 - 罰則 **第二十七条** 第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者およびその法人は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- つまり、適合検査に合格すればPSEマークは付けていいが、PSEマークを付けていないものを販売すれば違反となる。
 - 逆にいうと、合格したもので販売しなければPSEマークを付けなくても違反にはならない。
 - ただし、電気事業者、電気工事士、認定電気工事従事者はPSEマーク付きのものしか使用してはならない。

PSEマーク

- 特定電気用品



- PSEマーク
- 登録検査機関名
(例はJET)
- 輸入業者名
(例は九州ミツミ)
(電源製造メーカー名は不要)

- 特定電気用品以外の電気用品

- ○PSEマークだけ
- 検査機関名、海外製造業者名は不要



マークの違反については
第57条1項3号により1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又は併科。
第42条の5により全品回収命令。
第57条5号により、法人に対しては100万円以下の罰金、法人の使用人である違反者に対しては1億円以下の罰金

マニュアル及び定格銘板への表示

- 第五章 表示等

(一般)

第十九条 電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。

- マニュアル及び定格銘板の表示もPSEの検査対象となる。
- PSEマークも定格銘板に表示する。

直流電源装置の定格銘板表示内容

- 1 定格電圧
 - 2 定格入力容量
 - 3 定格周波数
 - 4 定格出力電圧
 - 5 定格2次電流
 - 6 自動車スタータ用に使用するものにあつては、その旨
 - 7 おもちゃ用のものにあつては、その旨
 - 8 二重絶縁構造のものにあつては、の記号
- 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

自主検査には3種類ある

- 製造工程において行う検査
 - これは、材料や部品の購入に関する受け入れ検査になります。
- 試料について行う検査
 - 主に完成品を任意抽出した試料（サンプル）を法令の技術基準に適合しているか検査します。
 - QAの部署が行うもので、材料、設計、製造方法、製造設備を変更した場合に行う必要があります。
- 完成品について行う検査
 - 全数検査を行う必要がある。

検査品目	数量	外観	絶縁耐圧	通電	出力電圧
・電線管及びその付属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	全数	○	－	－	－
・ヒューズ	全数	○	－	－	－
・白熱電球	全数	○	－	－	－
・蛍光ランプ並びに装飾用電灯器具	全数	○	－	－	－
・ベルトコンベア	全数	○	○	－	－
・理髪いす	全数	○	○	－	－
・リチウムイオン蓄電池	全数	○	－	－	○
・上記以外	全数	○	○	○	－

自主検査記録簿

- このようなもので管理する。毎回メーカーからもらう。
- 検査数量が買った数量より少なければ、抜き取りなのでNG。

モデル名	検査日・場所		検査者名	数量	検査結果			備考
	年月日	場所			外観	絶縁耐力検査	通電検査	
ABC-123	2014/9/1	神戸	大沢	700	OK	OK	OK	

別紙にて、モデル名と電気用品の品名及び形式の区分並びに構造、材質及び性能を照合できるものを用意しておく。

- 外観検査： 傷、割れ、バリがないことを確認した。
 定格銘板に正しく表示されていることを確認した。
 定格銘板の正しい表示のサンプルは作業指示書を参照した。
- 絶縁耐力試験： 電気用品に必要電圧を印加して、絶縁不良が無きことを確認した。
 耐圧印加電圧： xxxVac
 電圧印加箇所： 入力←→xxxx
- 通電検査： 電気用品に定格入力を印加して、問題なく動作することを確認した。

輸入事業者のミッション 5

- 自主検査を行う

- メーカーに出荷品全数検査を行わせる
- メーカーの検査結果記録を取り寄せる。
- 記録は**3年間保存**する

- 電気用品安全法第8条

届出業者は、第三条の規定による届出に係る形式の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。

2 **電気用品について検査**を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

罰則：**検査を行わず**、検査記録を作成せず、もしくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者は、**三十万円以下の罰金**に処する。

輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

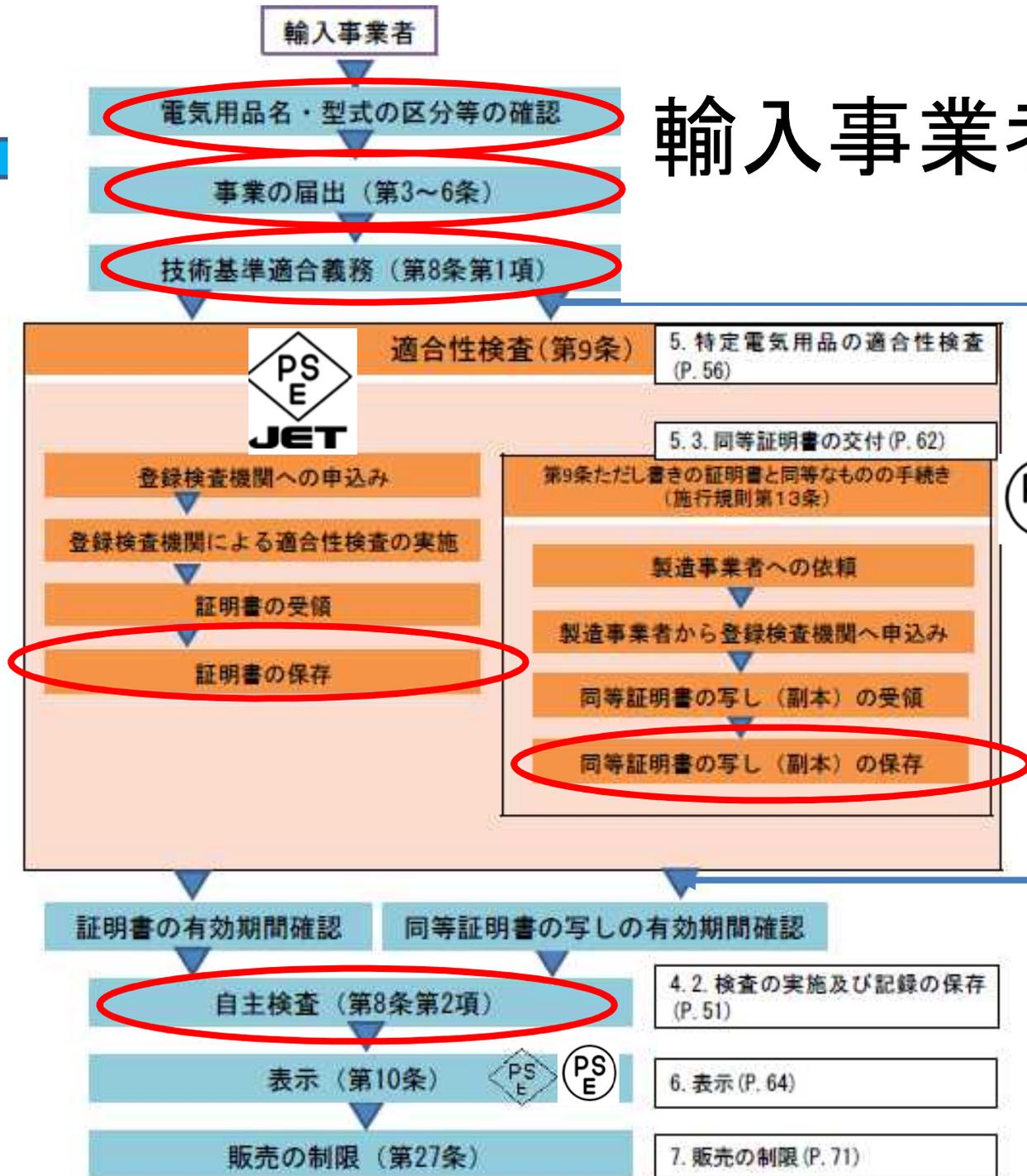
輸入業者のミッション 6

- **経済産業省に事業の届出を行う**
- 新たな製品を輸入するごとに事業の届出が必要
 - 電気用品安全法第三条

電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、**事業開始の日から三十日以内**に、次の事項を経済産業大臣に届けなければならない。

 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 経済産業省令で定める電気用品の形式の区分
 - 三 当該電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
 - 罰則
 - 法第三条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者およびその法人は、三十万円以下の罰金に処する
- 届出は認可ではない。
- 届け出書類さえ不備がなければ受理される。
- 自己責任なので届出事項に対する調査、認可、取得等はない。
- よって、受理されたからOKとか、安心とか思わないように。
- しかし、火事、不審情報があれば、立ち入り検査があり、違反が明らかになれば1億円以下の罰金、輸入禁止等に処せられる。

輸入事業者の処理の流れ



丸PSE (特定電気用品以外の電気用品) はここをスキップ

輸入事業者のミッション 7

- 書類の保管

- 結果の保管機関としては、施行規則第11条3項で3年となっていますが、経済産業省の立ち入り検査では提示を求められますので、期限が来たからと言って廃棄するのは論外です。
- なぜ、この製品が適合したかの、問題を起こした製品が技術基準適合検査を行ったときと同一のものか、証拠がなくなれば、対抗できません。
- また、出荷検査時の自主検査は、この技術基準適合に合っているかどうかを検査するものなので、基準を破棄しておいて、自主検査が適合していると主張するのは無理があります。

- 電気用品安全法第8条

2 電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

罰則： 検査を行わず、検査記録を作成せず、もしくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

電気安全法施行規則 第11条3項 法第8条第2項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から3年とする。

保存する書類の種類

- 区分別を定めるに当たった時の検討資料
- 適合証明書(法9条検査)
- テストレポート(法8条第1項検査。自主検査にて技術適合したと証明する資料)
- 製品仕様書
 - データシート
 - 寸法図
 - 回路図
 - パターン図
 - 部品表(BOMリスト)
- 経産省への届出書類
 - 届出済み受領書
 - 電気用品の区分
 - 電安法マーク
- 法8条第2項検査(自主検査)
 - 検査手順書
 - 製造工程において行う検査記録
 - 試料について行う(抜き取り)検査記録
 - 完成品全品検査記録
- 実機
 - 全部売らないこと。

保管資料は永久保存してください。故障が起こるのは保管期限内に限りません。火災などで立ち入り検査を受けた場合に、何もなければ無罪を立証できません。

経済産業省の指導

•(報告の徴収) 第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し**報告をさせる**ことができる。

－ 違反は、30万円以下の罰金

•(立入検査等) 第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に**立ち入り**、電気用品、帳簿、書類その他の物件を**検査**させ、又は関係者に**質問**させることができる。

－ 違反は、30万円以下の罰金

•(電気用品の提出) 第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを**提出**すべきことを命ずることができる。

－ 違反は、30万円以下の罰金

•(危険等防止命令) 第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により**危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合**において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、**販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずる**ことができる。

－ 違反者は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金またはこれらの併科。違反者の法人は1億円以下の罰金。

－ コーナン商事の場合は、回収命令とともに危険拡大の防止をするために、3年間の電気製品輸入禁止措置が取られた。

問題点

- 電安法は海外メーカーを罰することはできない。
- よって、輸入業者にメーカー責任がかぶされるが、輸入業者はメーカーを十分にコントロールできなければならない。
- しかし、**海外メーカーは協力義務はない。**
- よって、資料等が集まりにくいし、資料整理が十分ではない。
- 営業担当各自の問題というのではなく、会社全体の問題として捉え、担当窓口を作るべき。

体制作り

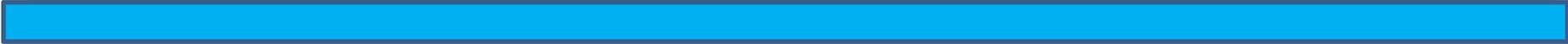
- 商品元帳のようなところに、◇PSE/○PSE/非PSEのカテゴリ管理
- ◇PSEの場合、有効期限の管理
- 保管書類の場所、責任者
 - 無期限保管
 - 形式区分を決めた確認書
 - 経済産業省に届け出た書類
 - 技術基準適合の試験結果
 - 登録検査機関で行った適合性検査の証明書
 - 3/5年間
 - 自主検査結果

輸入事業者の義務 まとめ

- 1) 届出の義務
- 2) 技術基準の適合義務
- 3) 検査記録の保存義務
- 4) 適合性検査をする義務
- 5) PSEマークの表示義務

上記義務を怠った場合には、**販売の制限**が課せられる

**「電安法」上の責任はすべて輸入業者が
負う**



ご清聴ありがとうございました。